

VIII. 世界遺産エンブレム

VIII.A 前文

258. 第2回世界遺産委員会（ワシントン、1978年）において、委員会は Michel Olyff 氏のデザインによる世界遺産エンブレムを採用した。このエンブレムは、文化資産と自然資産が相互に依存していることを象徴している。中央の正方形は人類の創造による象形であり、円は自然を表し、二つが密接に結ばれている。本エンブレムは地球のように丸く、同時に、保護を表すシンボルである。条約の象徴であり、締約国の条約への固い支持を意味し、世界遺産一覧表記載資産を顕彰する。一般市民の条約の知識と結びつき、条約の信用性及び名声の証である。そして何よりも、条約の存在理由である「普遍的価値」の印である。
259. 委員会は、エンブレムの使用について、色及び大きさについては、用途や技術的制約に応じて、また、芸術的な考えから自由に決定して良いと決定した。但し、エンブレムの使用に当たっては、常に、“WORLD HERITAGE. PATRIMOINE MONDIAL”という文字をつけなければならない。なお、“PATRIMONIO MUNDIAL”とある部分（エンブレムの頭頂部）は、エンブレムが使用される国の国語による訳語で置き換えることができる。



決定 39 COM11 参照

260. エンブレムの不適切な使用を防止しつつ、出来る限りエンブレムが人の目にふれるようにするため、委員会は、第 22 回世界遺産委員会（京都、1998 年）において、以下に示す「世界遺産エンブレムの使用に関する指針及び原則」を採択した。加えて、「用途表」（付属資料 14）」に補足的指針を示す。
261. 条約にはエンブレムへの言及はないが、委員会は 1978 年の採択以来、条約の下に保護され世界遺産一覧表に記載された資産の印として当該エンブレムの使用を推進してきた。
262. 世界遺産委員会は、世界遺産エンブレムの用途の決定及び使用方法に関する政策決定を行う。2007 年 10 月にユネスコ総会において「ユネスコの名称、略称、ロゴ及びインターネットドメイン名の使用に関する指令（"Directives concerning the Use of the Name, Acronym, Logo and Internet Domain Names of UNESCO²⁸"）」が採択されて以来、世界遺産エンブレムを使用する場合は、できる限り、ユネスコのロゴを添えた一体的ロゴとすることが強く推奨されている。現行ガイドライン及び「用途表」（付属資料 14）に則って、本エンブレムを単独で使用することも引き続き可能である。
263. 第 26 回世界遺産委員会（ブダペスト、2002 年）の要請に基づき、2003 年 5 月 21 日のパリ会議で、世界遺産エンブレムは、周囲を囲む文字の有無にかかわらず、「工業所有権の保護に関するパリ条約（1883 年採択、1967 年ストックホルムにて改訂）」第 6ter 条に基づいて加盟国に通知、受理された。これにより、ユネスコ及び世界遺産条約と関係のないところで世界遺産エンブレムを使用したり、その他乱用されたりすることがないように、パリ条約加盟国が国内制度によって防止策をとることをユネスコは要請する。
264. 本エンブレムには、募金を誘引する潜在性があり、エンブレムを付した製品のマーケティング価値を為けることに利用できる。条約の目的を推し進め、条約について世界中に知らしめるためにエンブレムを活用する一方で、エンブレムの不正確な使用、不適切な使用、未認可の商

決定 39 COM11 参照

決定 26 COM 15
決定 39 COM11 参照

²⁸.ユネスコの名称、略称、ロゴ及びインターネットドメイン名の使用に関する指令（"Directives concerning the Use of the Name, Acronym, Logo and Internet Domain Names of UNESCO"）の最新版は、第 34 回ユネスコ総会 決議 86 の付属資料、若しくは <http://unesdoc.unesco.org/images/0015/001560/156046e.pdf> を参照。

業利用等を防止する必要とのバランスをとることが必要である。

265. エンブレムの使用に関する指針及び原則、及び品質管理規定は、（エンブレムを使用して行われる世界遺産の）普及啓発活動への協力を妨げるものであってはならない。エンブレム利用の審査及び決定を管轄する部局は、以下に示す条件、及び用途表（付属資料 14）に示す条件に基づいて決定を行うことができる。

決定 39 COM11 参照

VIII.B 適用範囲

266. ここに示す指針及び原則は、以下の主体によるエンブレムの使用のすべてに適用される。

決定 39 COM11 参照

- a) 世界遺産センター
- b) ユネスコ広報部その他のユネスコ部局
- c) 各締約国の条約29履行責任機関・委員会
- d) 世界遺産資産
- e) その他契約に基づく使用者（特に、商業目的による使用を主とする者）

VIII.C 締約国の責務

267. 条約締約国は、それぞれの国内において委員会が認定していない団体又は目的にエンブレムが使用されないよう、可能な範囲であらゆる対策を講じることが求められる。締約国が、商標関連諸法を含む国内法を最大限活用することが推奨される。

VIII.D 世界遺産エンブレムの適切な使用

268. 世界遺産一覧表に記載された資産は、ユネスコのロゴと本エンブレムを併用して顕彰すること。但し、当該資産を視覚的に損なうことのないように配慮すること。

世界遺産一覧表記載記念銘

269. 資産が世界遺産一覧表に記載された場合は、締約国は、可能な限り、記載を記念する記念銘を設置すること。記念銘は、当該国の国民及び外国からの訪問者に向けて、訪れた資産が国際社会に認定された特別の価値を有することを周知することを目的とする。言い換えれば、当該資産は特別な存在であり、一国のみに留まらず世界全体

²⁹ (訳注)世界遺産条約のこと

にとって価値あるものである。しかしながら、これら記念銘は、世界遺産条約について、少なくとも世界遺産の概念と世界遺産一覧表について、一般市民に周知するという役割もあわせ持つ。

270. 委員会は、記念銘の製作に関し、以下の指針を採用した。

- a) 記念銘は、資産の外観を損なわないように、かつ容易に訪問者の目につくように設置すること。
- b) 世界遺産エンブレムを記念銘上に表示すること。
- c) 銘文は、資産の顕著な普遍的価値について言及すること。この点では、資産の傑出した特徴を簡潔に説明することが有益である。締約国は、様々な世界遺産関係出版物や世界遺産の展示会で使用されている展示説明文を使用することもできる。それらは事務局から手に入れることができる。
- d) 銘文は、世界遺産条約、特に世界遺産一覧表、及びこの一覧表への記載が意味する国際的な認知について言及すること。（但し、第何回の世界遺産委員会で記載されたかについてまで言及する必要はない。）外国からの訪問者が多く訪れる資産においては、複数の言語で文章を作成することが適切と考えられる。

271. 以下に本委員会による文例を示す。

『(資産名称)は、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」の世界遺産一覧表に記載されています。世界遺産一覧表への記載は、文化遺産又は自然遺産としての顕著な普遍的価値をもち、全人類の利益のために保護すべき遺産であることを証明するものです。』

“(資産名称) has been inscribed upon the World Heritage List of the Convention concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage. Inscription on this List confirms the outstanding universal value of a cultural or natural property which deserves protection for the benefit of all humanity.”

272. 上記に続けて当該資産の簡潔な説明を付加することも考えられる。

273. 更に、国内機関(National Authority)は、世界遺産資産がレターヘッド、パンフレット、スタッフのユニフォームなどに幅広くこのエンブレムを利用するよう推進すること。
274. 世界遺産条約及び世界遺産資産の関連製品³⁰の製造権を得た第三者は、エンブレムが適正に見えるようにしなければならない。又、当該製品専用としてエンブレム又はロゴに変更を加えてはならない。

VIII.E 世界遺産エンブレムの使用に関する原則

275. 管轄当局は、エンブレムの使用に関する決定を行うにあたって、以下の原則を適用するよう求められる。 決定 39 COM11 参照
- a) エンブレムは、条約について周知するために、条約の業に実質的な関連を有する全てのプロジェクト（技術的、法的に可能であれば既に承認、採択されたものを含む）に利用することが望ましい。
 - b) エンブレムの利用を承認する決定は、販売される商品の数量や想定される収益ではなく、エンブレムを使用する製品の質及び内容によって決定されるべきである。承認の主な判断基準は、世界遺産の原則および価値感に関わる提案製品の教育的、科学的、文化的、芸術であるべきである。カップ、Tシャツ、ピン、その他旅行者の観光みやげなど、教育的価値を持たない製品若しくは極乏しい製品にエンブレムを使用することを、むやみに承認すべきではない。但し、委員会の会合や記念銘披露の式典などの特別なイベントには、本方針の例外的扱いが検討される。
 - c) エンブレムの使用許可に関する決定は、あいまいさを残さず、世界遺産条約に明示された目的及び価値観はもとより、同条約に暗示される目的及び価値感にも適合するものでなければならない。
 - d) 以上の原則に則って許可された場合を除き、営利団体は、世界遺産への支持を表すためという理由で商品等に直接エンブレムを使用してはならない。一方、委員会は、個人、組織又は企業が、自ら適用と考える世界遺産関連書物又は製品を出版、販売することは自由であると認識している。

³⁰ 英語原文は communication products

しかし、世界遺産のエンブレムを使用することは、委員会の占有的特権であり、公式の認可は、本「指針及び原則」及び「用途表」の規定するところに従って運用される。

- e) その他の契約による関係者によるエンブレムの使用は、通常、提案された使用が、直接世界遺産資産をとり扱う場合に限り認可される。そのような使用は、関係国の国内機関（National Authority）の承認を得た後に許可することができる。
- f) 例えば、一般的なセミナー、科学的テーマ及び/又は保全技術についてのワークショップなど、具体的な世界遺産資産が関係していない又は主要な論点ではない場合、「指針及び原則」及び「用途表」に準じて、限定的許可を与えることができる。そのような使用を求める要請は、どのように条約の業を高めることが期待できるかについて具体的に説明することが求められる。
- g) エンブレムの使用許可は、例外的な場合又は世界遺産一般若しくは特定の世界遺産資産に対するはっきりとした利益が証明できる場合を除き、旅行代理店、航空会社、その他商業目的を主として業を営むものに与えてはならない。このような使用の要請については、「指針及び原則」及び「用途表」に準拠した承認を必要とする。この要請は、関係する国内機関（National Authority）の公式の承認を必要とし、かつユネスコ世界遺産センターとの間との具体的なパートナーシップ合意を結ぶ必要がある。

「カテゴリ別パートナーとの取り決めのための戦略」を含む「包括的パートナーシップ戦略」（192 EX/5.INF）及び PACT 戦略（文書 WHC-13/37.COM/5D）

決定 37 COM 5D

事務局は、旅行会社、その他類似の企業から、エンブレムの使用に対する金銭の支払いと交換に、広告、旅行、又はその他のプロモーションの申し入れを受け入れてならない。

- h) 商業上の収益が想定される場合、事務局は、世界遺産基金に収益の妥当な割合が振り込まれるよう手配し、事業及び基金への利益配分についての合意内容を記録した契約書又はその他の合意書を締結すること。商業目的の利用の場合、事務局の職員等にかかる人権費及び関連経費のうち通常の業務の範囲を超える分については、エンブレム使用許可の申請者が全額負担する。

また、国内機関 (National Authority)は、資産又は世界遺産基金に、収益の妥当な割合が振り込まれるよう手配し、事業及び売上げの配分についての合意内容を書面にすることが求められる。

- i) 事務局が頒布する必要があると考える製品を製造するためにスポンサーを探す場合は、少なくとも、「カテゴリー別パートナーとの取り決めのための戦略」を含む「包括的パートナーシップ戦略」(192 EX/5. INF) 及び PACT 戦略(文書 WHC-13/37.COM/5D) の基準及び委員会が規定する追加的資金調達ガイダンスに則って行う。そのような製品の必要性は、書面により解説し、その正当性を証明することとし、委員会が規定する方法により承認を受ける必要がある。
- j) ユネスコの名称、略称、ロゴ及びインターネットドメイン名を伴った世界遺産エンブレムを冠した製品やサービスを主に利益を得るために販売することは、本作業指針では「商業利用」をみなす。そのような利用については、具体的な契約合意(2007年ユネスコロゴ指令、第3条 2.1.3 から援用する定義)によって、事務局長から明確な許可を受けなければならない。

VIII.F 世界遺産エンブレムの使用承認に係る手続き

国内機関 (National Authority)の合意

- 276. 国内機関(National Authority)は、当該事業(国内事業、国際事業)が自国の領域内に存在する世界遺産資産に限られる場合、エンブレムの使用を国内の個人・団体に許可を与えることができる。但し、国内機関(National Authority)の決定は、「指針及び原則」及び「用途表」に準拠して行われること。 決定 39 COM11 参照
- 277. 締約国は、事務局に対して、エンブレムの使用についての管理を担当する機関の名称及び住所を連絡することが推奨される。 1999年4月14日付け回覧書簡
<http://whc.unesco.org/circs/circ99-4e.pdf> (英語)

クオリティコントロール (QC)

- 278. その他のエンブレムの使用承認申請については、以下の手順を適用する。 決定 39 COM11 参照

- a) エンブレムの使用目的、使用期間及び領域に関する法的有効性を示した要請書を、世界遺産センター長宛に送付する。
- b) 世界遺産センター長は、「指針及び原則」に準拠したエンブレムの使用を許可する権限を有する。「指針及び原則」及び「用途表」にないケース若しくは十分カバーされていないケースについては、センター長は委員会議長に照会することができる。さらに、委員会議長は、最も困難なケースにおいては、最終決定を委員会に照会することができる。許可されたエンブレムの使用に関して、年次報告が世界遺産委員会に提出される。
- c) 不特定の期間にわたり、広域に頒布される製品へのエンブレム使用承認は、製造者が関連国と協議を行い、関連資産に関する文章及び画像についての裏書を、事務局への費用負担を発生させることなく得ることを条件とする。又、このことがなされた証明を添付すること。承認される文章は、委員会の公用語の1つ又は当該国の言語を用いること。締約国が、第三者のエンブレム使用を承諾する際の書式のモデルを以下に示す。

内容承諾書(Content Approval Form)

[責任を有する国内団体の名称]は、[国の名称]の領域内に存在する世界遺産資産に関する文章および写真の内容についての承認を行う責任機関として正式に認定された機関として、ここに、[製造者名]が、世界遺産資産 [資産の名称] に関して提示した文章及び画像を [承認する] [以下の変更を条件として、承認する] [承認しない]。(適用されない記載事項を削除し、必要に応じて、修正文又は署名付き訂正箇所リストを添付する。)

[Name of responsible national body], officially identified as the body responsible for approving the content of the texts and photos relating to the World Heritage properties located in the territory of **[name of country]**, hereby confirms to **[name of producer]** that the text and the images that it has submitted for the **[name of properties]** World Heritage property(ies) are **[approved]** **[approved subject to the following changes requested]** **[are not approved]**

注:

すべてのページに、国内責任者のイニシャルを付すことが推奨される。

国内機関 (National Authority)は、内容の審査のため、受領確認時点から 1 ヶ月間が与えられる。管轄国内機関 (National Authority)が書面により期間延長を要請しない限

り、一ヶ月が経過した時点で、製造者は内容が暗黙に承諾されたものとみなしてよい。

文章は、両者の都合の良いように、委員会の2つの公用語のうち1つ又は資産が存在する国の公用語（複数の公用語がある場合はそのひとつ）で作成し、国内機関（National Authority）に提示されることとする。

- d) 要請を審査し、適当であると判断したのち、事務局は、パートナーと合意書を締結することができる。
- e) 世界遺産センター長が、要請されたエンブレムの使用が適切でないと判断した場合、事務局は書面によりその決定について申請者に通知する。

VIII.G クオリティコントロールに関する締約国の権利

279. エンブレムの使用承認は、国内機関（National Authority）が関係製品に対して品質管理を行うことができるという条件と切り離すことはできない。

- a) 条約締約国だけが、各国の領域内に存在する資産に関して、世界遺産エンブレムのもとに配給される製品の内容（画像及び文章）に対する許可権限を有する。
- b) エンブレムを法的に保護する締約国は、エンブレムの使用を検閲しなければならない。
- c) その他の締約国は、提案された使用を審査することを選択するか、提案を事務局に照会することができる。締約国は、適切な国内機関（National Authority）を特定し、提案された使用を審査することを希望するか、不適切な使用について特定するかについて事務局に通知する責任を有する。事務局は、管轄する国内機関（National Authority）の一覧表を維持する。